

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第七号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第二号及び第二号の二中「広島市及び」を削り、同表の第四号の二中「三原市」を「広島市、三原市」に改め、同表の第七号中「広島市及び」を削り、同表の第八号の三、第八号の六及び第九号の三中「三原市」を「広島市、三原市」に改め、同表の第九号の五の二中「呉市」を「広島市、呉市」に改め、同表の第十一号の四中「広島市、呉市」を「呉市」に改め、同表の第十六号中「呉市」を「広島市、呉市」に改め、同表の第十六号の六中「三原市」を「広島市、三原市」に改め、同表の第二十三号の三中「福山市」を「広島市、福山市」に改め、同表の第二十三号の四及び第二十九号の二中「三原市」を「広島市、三原市」に改め、同表の第三十号の二中「呉市」を「広島市、呉市」に改める。

第三条の表の第一号、第二号の二及び第二号の三中「（広島市を除く。）」を削り、同表の第三号中「福山市）」の下に「広島市及び」を加え、同表の第十号の二及び第十三号の二中「（広島市を除く。）」を削り、同表の第十四号を次のように改める。

十四 削除

第三条の表の第十八号の二及び第二十六号の二から第二十六号の九までの規定中「（広島市を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の表の第九号の五の二及び第十六号並びに第三条の表の第十四号の改正規定は、平成二十年十月一日から施行する。